

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日に当たる)

四

次

◇告

示字の区域の新設等(市町村振興課)

土地改良法による換地処分(農村整備課)

告 示

鳥取県告示第百八十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第一項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による鳥取市が行う土地改良事業に係る円通寺地区の換地処分の告示があつた日の翌日からその効力を生ずる。

鳥取県知事 西尾邑 次

平成十年三月十七日

新たに画する字の名称	同上の区域(平成九年十月一日現在の地番による。)
円通寺字四方田	円通寺字樋ノ本四四四の一部、四四六の一部、四四八の一部、四九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字上四方田四五〇、四五〇の一、四五一、四五二の一部、四五三の一部、四五五の一部、四五六から四五九まで及びこれらと一体をなす国有地の一部	円通寺字上四方田四五〇、四五〇の一、四五一、四五二の一部、四五三の一部、四五五の一部、四五六から四五九まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
円通寺字下四方田四六〇の一部、四六一の一の一部、四六二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	円通寺字下四方田四六〇の一部、四六一の一の一部、四六二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
円通寺字嶋一六の一部、一七、一八の一部、一九、二〇の一部、二一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地	円通寺字嶋一六の一部、一七、一八の一部、一九、二〇の一部、二一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字切岩四五の一部、四六の一部及びこれらと一体をなす国有地	円通寺字切岩四五の一部、四六の一部及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字内町屋敷五〇四の二の一の一部、五〇四の三の一部、五〇五の一の一部、五〇五の二の一の一部、五〇五の三の一部、五〇六の一、五〇六の二の一部、五〇八の一の一部、五〇九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地	円通寺字内町屋敷五〇四の二の一の一部、五〇四の三の一部、五〇五の一の一部、五〇五の二の一の一部、五〇五の三の一部、五〇六の一、五〇六の二の一部、五〇八の一の一部、五〇九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字津戸寄五一〇の一、五一一の一、五一二、五一三の一の一部、五一三の一、五一四の一の一部、五一五の一の一部、五一六、五一七の一の一部、五一八、五一九の一、五一九の五及びこれらと一体をなす国有地	円通寺字津戸寄五一〇の一、五一一の一、五一二、五一三の一の一部、五一三の一、五一四の一の一部、五一五の一の一部、五一六、五一七の一の一部、五一八、五一九の一、五一九の五及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字下井古五二二の二、五二三の一、五二四から五二六まで、五二七の一の一部、五二九の一の一部、五三〇、五三一の一、五三二の一の一部、五三三、五三四の一、五三四の二、五三六の一、五三七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地	円通寺字下井古五二二の二、五二三の一、五二四から五二六まで、五二七の一の一部、五二九の一の一部、五三〇、五三一の一、五三二の一の一部、五三三、五三四の一、五三四の二、五三六の一、五三七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字東小保手五四七の一、五四七の二の一の一部、五四八の一の一部、五四九の一の一部	円通寺字東小保手五四七の一、五四七の二の一の一部、五四八の一の一部、五四九の一の一部

五五一から五五四までの一一部、五五五の一の一部、五五六の一の一部、五五七の一、五五七の二の二部、五五七の三の二部、五五八の一、五五九の一、五六〇の一、五六一の一、五六二の一、五六三の一、五六四の一、五六五の一、五六六の一、五六七の一、五六八の一、五六九の一、五七〇の一、五七一の一、五七三の一、五七四の一、五七五の一、五七六、五七七の一、五七七の二、五七八、五七九の一の一部、五七九の二、五八〇の一、五八〇の二及びこれらと一体をなす国有地

円通寺字西小保手五八一、五八二の一、五八三の二、六二四の一、六二五の一、六二六の一、六二七の一、六二八の一、六二九の一、六二〇の一、六二二の一、六二三の一、六二三の二、六二四の一、六二五の一、六二六の一、六二七の一、六二八の一、六二九の一、六三〇の一、六三一の一、六三二の一、六三三の一及びこれらと一体をなす国有地

円通寺字上西井古六八二の二、六八三の一、六八三の二、六八四の一、六八五の一、六八六の一の一部、六八七の一の一部、六九二の一部、六九三の一部及びこれらと一体をなす国有地

円通寺字中曾六九四の一の一部、六九四の二、六九五から七〇二までの一部

八坂字東小保手八六の一の一部

八坂字小保手中八七の一の一部、八七の三、八八の一の一部、八九の二の一部、八九の二の一部、九〇の一の一部、九〇の二の一部、九七の一部及びこれらと一体をなす国有地

八坂字小保手井古九八の一の一部、九九の一の一部、一〇〇から一〇四まで、一〇五の一、一〇六の一、一〇七の一、一〇八の一、一〇九の一、一一〇の一、一一一の一、一二二の四の一の一部、一二三の四

の一部及びこれらと一体をなす国有地

八坂字小保手西一二六の一、一二七の一、一二七の二、一二九の一、一二〇の一及びこれらと一体をなす国有地

八坂字小保手南二三三の一、一二四の一、一二五の一、一二六の一、一二七の一、一二八の一、一二九の一、一二〇の一、一二一の一、一二二から一五〇までの一部及びこれらと一体をなす国有

地

区域を変更する

同上の区域(平成九年十月一日現在の地番による。)

町及び字の名称

円通寺字待居

円通寺字待居のうち八の一、九の一、一〇の一、一一の一、一二の一、一二三の一、一四の一、一五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

円通寺字嶋

円通寺字待居八の一、九の一、一〇の一、一一の一、一二の一、一二三の一、一四の一、一五の一及びこれらと一体をなす国有地

円通寺字嶋のうち一六の一の一部、一七、一八の一の一部、一九から二二まで、二二の一、二三の一の一部、二三の二の一部、二三の三の一部、二三の一部、二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

円通寺字切岩四四の一

円通寺字下井古五三七の一の一部及びこれと一体をなす国有地

円通寺字境五三八の三、五三八の五、五四四の三、五四五の三及びこれらと一体をなす国有地

円通寺字切岩

円通寺字嶋一八の一の一部、二〇の一の一部、二一、二二の一の一部、二二の二の一部、二三の二の一部、二三の三の一部、二三の一部、二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

円通寺字荒堀四九三の一の一部、四九三の二、四九四の一の一部、六〇 の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	円通寺字高郡家四六七の一の一部、四六七の二、四六八の一の一部、四六八の二
円通寺字内町屋敷五〇五の一から五〇五の二までの一部及びこれら と一体をなす国有地	円通寺字津戸寄五一三の一の一部、五一四の一部、五一五の一部、 五一七の一部及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字下井古五二七の一の部、五一八、五一九の一部、五三三の 一部	円通寺字下井古五二七の一の部、五一八、五一九の一部、五三三の 一部
円通寺字七軒屋	円通寺字七軒屋のうち二三五の二の一部、二三六の一の一部、二一 三六の二、二三六の三の一部、二三七の一の一部及びこれらと一 体をなす国有地以外の区域
円通寺字源三畠三三七の一の一部、三三七の二の一部、三四一の 一、三四一の三の一部、三四二の四の一部、三四一の五、三四二 の七及びこれらと一体をなす国有地	円通寺字源三畠三三七の一の一部、三三七の二の一部、三四一の 一、三四一の三の一部、三四二の四の一部、三四一の五、三四二 の七及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字五郎助畠	円通寺字五郎助畠のうち二八九、二九〇の一、二九〇の二、二九 一、二九二の一、二九二、二九二の一、二九三から二九五まで、 二九六の一から二九六の四まで、二九七、二九七の一及びこれら と一体をなす国有地以外の区域
円通寺字滝ヶ鼻	円通寺字七軒屋二三六の一の一部、二三六の二、二三六の三の一 部、二三七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字五郎助畠	円通寺字五郎助畠二八九、二九〇の一、二九〇の二、二九一、二 九一の一、二九二、二九二の一、二九三から二九五まで、二九六

円通寺字源三畠	円通寺字滝ヶ鼻のうち三三四の一の一部、三三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字茶屋前	円通寺字源三畠のうち三三五、三三六の一部から三三六の四まで、三三七の一、三三七の二、三三八の一部、三三八の二、三三九から三四一まで、三四一の一、三四二の一部から三四二の八まで、三四三、三四四、三四七、三四九の三、三五一の三、三五一の四、三五一、三五三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
円通寺字七軒屋	円通寺字滝ヶ鼻の三三四の一の一部、三三六の一部及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字滝ヶ鼻	円通寺字滝ヶ鼻の三三四の一の一部、三三六の一部及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字上河原	円通寺字滝ヶ鼻の三三四の一の一部、三三六の一部及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字茶屋前	円通寺字茶屋前
円通寺字茶屋前	円通寺字茶屋前
円通寺字中土居	円通寺字中土居三九八の一部及びこれらと一体をなす国有地

円通寺字茅漬場	円通寺字荒堀四八七から四九〇までの一部、四九八の一部及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字中土居	円通寺字茅漬場のうち三七九、三八〇の三、三八一の二、三八二の二、三八二の三、三八三から三九一まで、三九二の一、三九三から三九七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
円通寺字源三畠三四二の一の一部、三四二の三の一部、三四四の一部及びこれらと一体をなす国有地	円通寺字茅漬場三九六の一の一部、三九七の一部及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字中土居のうち三九八の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域	円通寺字中土居のうち三九八の一部及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字樋ノ本	円通寺字樋ノ本のうち四二七、四二八の二から四二九の三まで、四二九の二から四二九の四まで、四二〇の一部、四三一の二の一部、四三二の二の一部、四三三の二の一部、四三四の二の一部、四三五の二の一部、四三六の二の一部、四三七の二の一部、四三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字上四方	円通寺字上四方田のうち四五〇、四五〇の一、四五一から四五九まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
田	円通寺字下四方田のうち四六〇、四六一の二、四六一の二、四六二の二、四六二の二、四六三の二から四六三の四まで、四六四の一、四六四の二、四六五、四六六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
円通寺字高郡家	円通寺字切岩六の一の二、四六五、四六六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
円通寺字下四方田	円通寺字下四方田四六〇の一部、四六二の二の一部、四六三の二から四六三の四まで、四六四の一、四六四の二、四六五、四六六及びこれらと一体をなす国有地の一部
円通寺字高郡家	円通寺字高郡家のうち四六七の一の一部、四六七の二、四六八の二の一部、四六八の二、四七六及びこれらと一体をなす国有地の一部
円通寺字内町屋	円通寺字高郡家のうち四六七の一の一部、四六七の二、四六八の二の一部、四六八の二、四七六の二の一部、四七九の一部、四八〇の一、四八〇の二、四八一から四八四まで、四七五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
円通寺字内町屋	円通寺字荒堀四八六から四八八までの一部、四九二の一部、四九三の二の一部、四九四の二の一部、四九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字源三畠三四一の一と一体をなす国有地の一部	円通寺字荒堀四八六から四九〇までの一部、四九一の二から四九二の一部、四九三の二の一部、四九四の二の一部、四九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字樋ノ本のうち四二七、四二八の一から四二八の三まで、一体をなす国有地	円通寺字荒堀四八六から四九〇までの一部、四九一の二から四九二の一部、四九三の二の一部、四九四の二の一部、四九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字源三畠三四一の一と一体をなす国有地の一部	円通寺字荒堀四八六から四九〇までの一部、四九一の二から四九二の一部、四九三の二の一部、四九四の二の一部、四九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

円通寺字内町屋	四二九の一から四二九の四まで、四三〇の一部、四三一の二の一部、四三一の二の二の一部、四四一の一部、四四二の二の一部、四四二の二の二の一部、四四三、四四四、四四五の一部、四四六の一部、四四七、四四八、四四九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

円通寺字津戸寄	一体をなす国有地
円通寺字津戸寄のうち五一〇の一、五一一の一、五一二、五一三の二から五八まで、五一九の一、五一九の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	円通寺字内町屋敷のうち五〇四の二の一部、五〇四の三の一部、五〇五の二の一部、五〇五の二、五〇五の三、五〇六の一、五〇六の二の一部、五〇八の一の一部、五〇九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
円通寺字下井古	円通寺字下井古のうち五一〇の一、五一〇の二、五一二、五一三の二、五一三の三、五一四から五三〇まで、五一三の一、五一三の三、五一三、五一三、五一三四の一、五一三四の四、五一五の二、五一五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
円通寺字境	円通寺字下井古のうち五一〇の一、五一〇の二、五一二、五一三の二、五一三の三、五一四から五三〇まで、五一三の一、五一三の三、五一三、五一三、五一三四の一、五一三四の四、五一五の二、五一五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
円通寺字小保手井古九八の一部、九九の一部、一一一の四の一部、一一三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地	円通寺字小保手井古九八の一部、九九の一部、一一一の四の一部、一一三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字境のうち五三八の一の一部、五三八の三から五三八の五まで、五三九の一部、五四一の一部、五四四の三、五四五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	円通寺字境のうち五三八の一の一部、五三八の三から五三八の五まで、五三九の一部、五四一の一部、五四四の三、五四五の三及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字東小保手	円安字小保手六四一の六から六四一の八まで、六四二の一から六四二の三まで及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字西小保手	八坂字小保手中八七の一の一部、八八の一の一部、八九の一の一部、八九の二の一部、九〇の一の一部、九〇の二、九〇の一、九一の二、九一の二、九二の一、九二の四、九二の五、九三の五、九三の七、九四の一、九四の三、九四の七、九四の八、九五の一、九六の一、九六の二、九七の一の部及びこれらと一体をなす国有地八坂字小保手南一四二の一の部、一四二の一、一四三から一五〇までの一部、一五一、一五一の二、一五一の二及びこれらと一体をなす国有地

円通寺字上西井古	八坂字小保手中八七の一の一部、八八の一の一部、八九の一の一部、八九の二の一部、九〇の一の一部、九〇の二、九〇の一、九一の二、九一の二、九二の一、九二の四、九二の五、九三の五、九三の七、九四の一、九四の三、九四の七、九四の八、九五の一、九六の一、九六の二、九七の一の部及びこれらと一体をなす国有地八坂字小保手南一四二の一の部、一四二の一、一四三から一五〇までの一部、一五一、一五一の二、一五一の二及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字西小保手	円通寺字西小保手のうち五八一、五八二の一、五八三の三、六一四の一、六一五の一、六一六の一、六一七の一、六一八の一、六一九の一、六二〇の一、六二一の一、六二二の一、六二三の一、六二四の一、六二五の一、六二六の一、六二七の一、六二八の一、六二九の一、六三〇の一、六三一の一、六三二の一、六三三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

円通寺字中曾	六九〇の一、六九一の一、六九一の二、六九二、六九三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
円通寺字津戸寄五一九の三、五一九の四及びこれらと一体をなす国有地	円通寺字下井古五一〇の一、五二〇の一、五二一、五二二の一、五二三の三、五三一の三、五三一の三、五三四の四、五三五の一、五三七の三及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字東小保手五三八の一の一部、五三八の四、五三九の一部、五四の一部及びこれらと一体をなす国有地	円通寺字境五三八の一の一部、五三八の四、五三九の一部、五四の一部及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字東小保手五五七の二の一の一部、五五七の三の一部、五七九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地	円通寺字東小保手五五七の二の一の一部、五五七の三の一部、五七九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字中曾のうち六九四の一の一部、六九四の二、六九五から七〇二までの一部以外の区域	円通寺字中曾のうち六九四の一の一部、六九四の二、六九五から七〇二までの一部以外の区域
円通寺字外町屋敷七一五、七一六の一部、七二七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地	円通寺字外町屋敷七一五、七一六の一部、七二七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字荒堀四九八の一部、四九八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地	円通寺字上西井古六八六の一の一部、六八七の一の一部、六八八の三、六九〇の一、六九一の一、六九一の二、六九二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字外町屋敷のうち七一五、七一六の一部、七一七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	円通寺字外町屋敷のうち七一五、七一六の一部、七一七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
円通寺字土橋七二六の二及びこれと一体をなす国有地並びに七二四の二、七二四の三と一体をなす国有地の一部	円通寺字下井古五一〇の一、五二〇の一、五二一、五二二の一、五二三の三、五三一の三、五三一の三、五三四の四、五三五の一、五三七の三及びこれらと一体をなす国有地
円通寺字上河原、円通寺字荒堀	円通寺字上河原、円通寺字荒堀

円通寺字土橋	円通寺字土橋のうち七二六の二及びこれと一体をなす国有地並びに七二四の二、七二四の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
八坂字東小保手	八坂字東小保手のうち七九の一、七九の八、八〇の一、八〇の三、八〇の四、八一の一、八一の五、八一の六、八三の一、八三の五から八三の七まで、八四の四、八五の一、八五の二、八六の一、八六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
八坂字小保手中	八坂字小保手中のうち八七の一、八七の三、八八、八九の一、八九の二、九〇、九〇の一、九〇の二、九一の一、九一の二、九二の一、九二の四、九二の五、九三の五、九三の七、九四の一、九四の二、九四の三、九四の七、九四の八、九五の一、九六の一、九六の二、九七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
八坂字小保手井	八坂字小保手井古のうち九八から一〇四まで、一〇五の一、一〇六の一、一〇七の一、一〇八の一、一〇九の一、一一〇の一、一一一の一、一一二の四、一一三の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
古	古
八坂字小保手西	八坂字小保手西のうち一二六の一、一二七の一、一二七の二、一二九の一、一二〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
八坂字小保手南	八坂字小保手南のうち一三三の一、一三四の一、一三五の一、一三六の一、一三七の一、一三八の一、一三九の一、一四〇の一、一四一の一、一四二、一四二の一、一四三から一五一まで、一五一の一、一五二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
国安字小保手	国安字小保手のうち六四一の六から六四一の八まで、六四二の一から六四二の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第二項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る円通寺地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次